

第3章 保健医療圏の設定と基準病床数

1. 保健医療圏設定の趣旨

- 医療機関数や医療機能、保健医療従事者数等の状況は地域ごとに異なるため、県民に対して適切な保健医療サービスを提供するためには、一定の地域単位の中で限られた保健医療資源を適正に配置し、保健医療機関相互の機能分担と連携を行うことが必要です。そのために、次のとおり「保健医療圏」を設定します。

(注) 保健医療圏 = 医療圏 = 圏域

- ただし、保健医療圏は保健医療サービスの提供体制を検討する上での地域単位であり、県民の受療行動を制限するものではありません。

2. 保健医療圏の設定

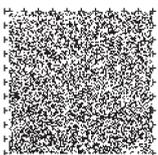
一次保健医療圏

- 県民の日常的な疾病等の診断、治療、予防、健康管理等プライマリ・ケアに関する保健医療サービスを提供する圏域です。県民に身近な保健サービスの提供や介護保険制度の保険者が市町村であることから、「各市町村」をその区域とします。

二次保健医療圏

- 医療法第30条の4第2項第14号の規定に基づき設定する区域であり、入院を中心とする一般的な医療サービスと、広域的・専門的な保健医療サービスを提供するための圏域です。
- 地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状態、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院における入院に係る医療を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められる区域を単位として設定しているものです。
- 今回、国の示す見直し検討基準に該当する医療圏^{※1}を含めた二次保健医療圏見直しの検討を行いました。

地域完結型の医療・介護提供体制を構築するためには、地域医療構想で定める構想区域や老人福祉圏域と一致させる必要があること、また、2025年より先を見据えた新しい地域医療構想を策定するにあたり、令和6年度から構想区域の

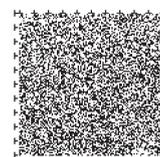
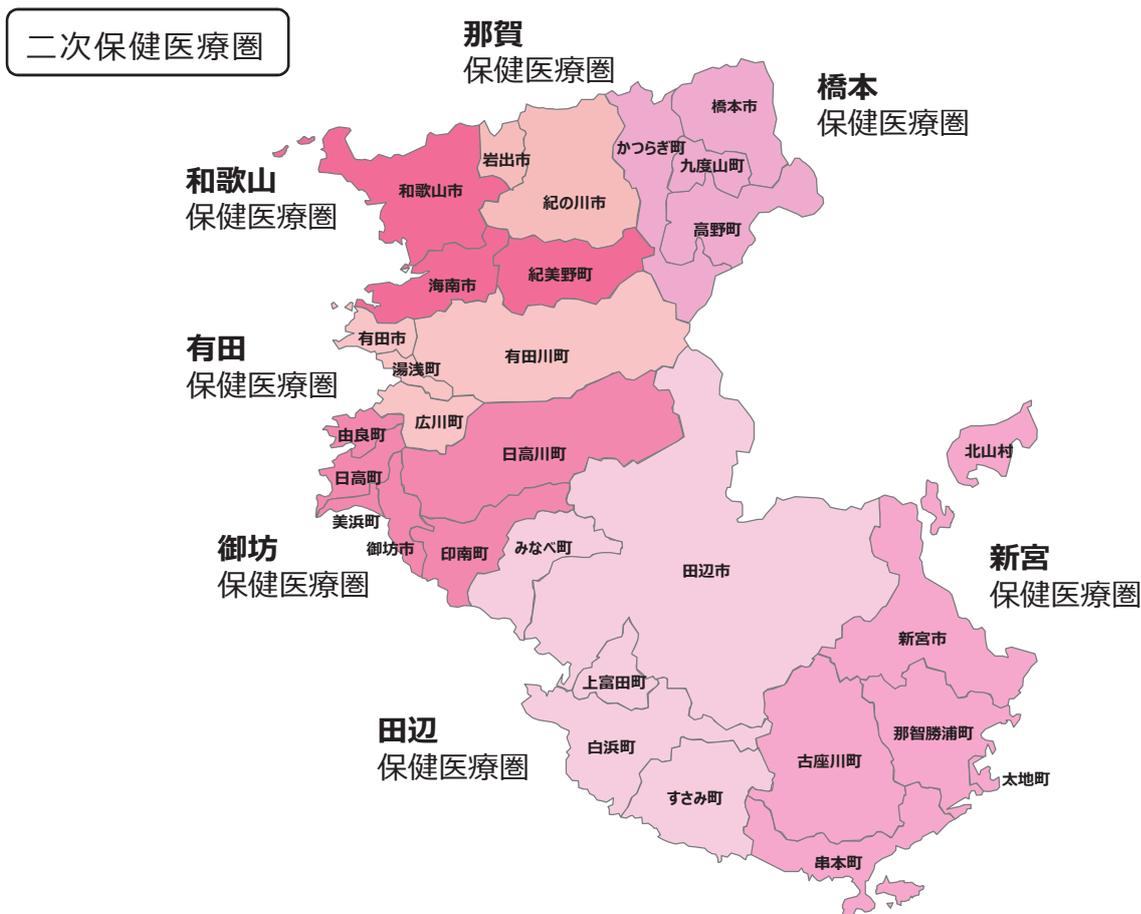


あり方も含めて協議が必要となることから、当面は7つの二次保健医療圏を維持することとし、今後、構想区域の見直しがあった場合には二次保健医療圏の見直しを行うこととしました。

ただし、5疾病・6事業及び在宅医療のそれぞれにおける圏域については、地域の実情を加味しながら、必要なものについては個別の圏域を設けることとしました。

二次保健医療圏	構成市町村名	人口(人)	面積(km ²)
和歌山	和歌山市、海南市、紀美野町	413,354	438.25
那賀	紀の川市、岩出市	112,783	266.72
橋本	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町	83,611	463.42
有田	有田市、湯浅町、広川町、有田川町	69,699	474.82
御坊	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町	60,324	579.03
田辺	田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町	120,871	1,580.00
新宮	新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町	61,942	922.45

総務省「令和2年 国勢調査」、国土交通省国土地理院「令和5年 全国都道府県市区町村別面積調」

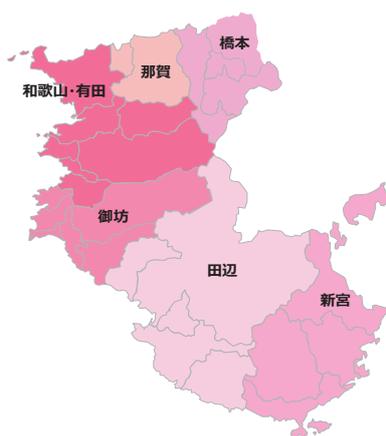


疾病・事業ごとの圏域

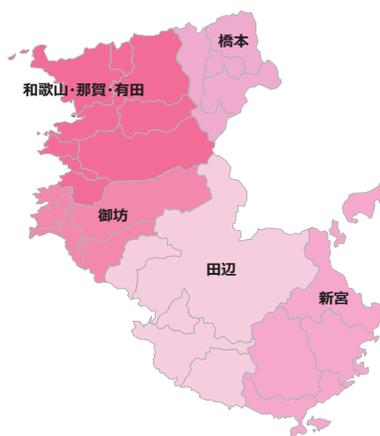
- 5 疾病・6 事業及び在宅医療のそれぞれの圏域について、患者の移動状況や地域の医療資源等の実情をもとに検討を行った結果、「がん」、「周産期医療」及び「新興感染症発生・まん延時における医療」の圏域は、下記のとおりとします。（その他の疾病・事業の圏域は二次保健医療圏と同じです。）

二次保健医療圏	橋本	那賀	和歌山	有田	御坊	田辺	新宮
がん	○	○	○	○	○	○	○
周産期医療	○		○		○	○	○
新興感染症発生・まん延時における医療				○			
その他	○	○	○	○	○	○	○

がん



周産期医療



新興感染症発生・まん延時における医療

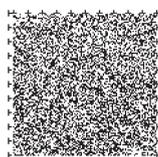


三次保健医療圏

- 医療法第30条の4第2項第15号の規定に基づき設定する区域であり、高度・特殊な保健医療サービスを提供するための圏域です。「県全域」をその区域とします。

3. 基準病床数の算定

- 基準病床数は、医療法第30条の4第2項第17号に基づき、病床整備の基準として定めるものです。
- 既存病床数が基準病床数を上回る医療圏においては、原則として病床の新設



又は増床が制限されます。ただし、病床過剰地域であることを理由に、当該地域にある医療機関に病床削減の義務が課されるものではありません。

病床種別	区 域	基準病床数	既存病床数 ^{注1} (参考)
療養病床 及び 一般病床	和歌山保健医療圏	5,118	5,226
	那賀保健医療圏	825	762
	橋本保健医療圏	756	833
	有田保健医療圏	528	643
	御坊保健医療圏	617	695
	田辺保健医療圏	1,389	1,196
	新宮保健医療圏	717	806
	合 計	9,950	10,161
精神病床	県全域	1,366	2,033
結核病床	県全域	16	15 ^{注2}
感染症病床	県全域	32	32

注1 令和5年12月31日現在の既存病床数で、療養病床から介護医療院へ転換した病床数を除く。

注2 結核病床の既存病床数15床とは別に、結核患者収容モデル事業により、結核患者を収容可能な一般病床を13床整備している。

- なお、医療法施行規則第1条の14第7項に基づく診療所の個別名称については、和歌山県ホームページ（以下）に記載しています。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050100/iryokeikaku/keikaku.html>

■用語の説明

※1 国の示す見直し検討基準に該当する医療圏

人口規模が20万人未満、かつ二次医療圏内の病院の療養病床及び一般病床の推計流入入院患者割合が20%未満、推計流出院患者割合が20%以上である二次医療圏。厚生労働省の医療計画作成指針において、見直しについて検討することとされている。

厚生労働省の平成29年患者調査によれば、本県では橋本保健医療圏・有田保健医療圏・新宮保健医療圏の3圏域が今回該当したところ。

